

令和8年2月1日改定

重要事項説明書

居宅介護支援事業

社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム
サンタ・マリア
奈良市朱雀4丁目3-10
電話 0742 (71) 7733
FAX 0742 (71) 6272

居宅介護支援重要事項説明書

(令和8年2月1日現在)

居宅介護支援事業所

サンタ・マリア

当事業所は、ご利用者に対して公正中立に居宅介護支援サービスを提供します。提供にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご利用上ご注意ください事項を次のとおり説明いたします。

1. 法人の概要

名称 社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム
所在地 奈良市朱雀4丁目3番地10
法人の許可年月日 昭和36年12月5日
法人の代表者 理事長 清 富 洋 三

■ 経営する施設

- ◇ サンタ・マリア／奈良市朱雀4丁目3番地10
- ◇ 聖ヨゼフホーム（養護老人ホーム）／奈良県御所市戸毛54番地6

■ サンタ・マリアの概要

所在地 奈良市朱雀4丁目3番地10
管理者 平岡 毅
施設の構造 敷地面積 10,209.42 m²
延床面積 4,556.7 m²
鉄筋コンクリート2階建

事業内容・事業開始

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ◎ 特別養護老人ホーム（80名） | 平成3年8月 |
| ◎ ショートステイ（介護・予防）（10名） | 平成3年8月／平成18年4月（予防） |
| ◎ デイサービス（介護・予防） | |
| 通常規模型（35名） | 平成3年10月／平成18年4月（予防） |
| 認知症対応型（12名） | 平成7年6月 |
| 地域密着型（10名） | 平成28年10月1日 |
| ◎ ホームヘルプサービス（介護・予防） | 平成6年4月／平成18年4月（予防） |
| ◎ 居宅介護支援事業 | 平成11年10月 |

2. 当事業所が提供するサービスについて、相談の窓口を設けております。

電話番号 0742 (71) 7733
(受付時間 9:00～17:30)

3. サンタ・マリア(居宅介護支援事業所)の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	サンタ・マリア
所在地	奈良市朱雀4丁目3番地10
管理者	平岡 毅
介護保険指定番号	2970100414
サービスを提供する地域	奈良市(平城東、平城西、平城、若草の各中学校区域) 京都府木津川市(旧木津町エリア)、相楽郡精華町の一部

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	業務内容	計
管理者	1名	管理	1名
介護支援専門員	4名	介護相談、ケアプラン作成、認定調査	4名

(3) 営業時間

平日 (月～金曜日)	9:00～17:30
---------------	------------

(4) 休日

休日	土曜日・日曜日・12月29日～1月3日
----	---------------------

(5) 休日等緊急連絡先 0742(71)7733

休日等も、緊急度に応じ担当職員に連絡を取る等の対応をさせていただきます。

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的

要介護状態にあるご利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

運営の方針

事業者は、ご利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

5. 提供するサービスの内容

①居宅サービス計画の作成

事業者は、居宅サービス計画の作成に際しては次の点に配慮します。

- ・ご利用者の居宅への訪問、ご利用者及びご家族との面接により、ご利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- ・利用する居宅サービスの選択にあたっては、ご利用者の立場に立って、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を提供します。
- ・ご利用者及びご家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。
- ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
- ・ご利用者及びご家族は、当該居宅サービス事業所をケアプランに位置付けた理由の説明を求められます。
- ・ご利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望される場合には、ご利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。
- ・居宅サービス計画の原案が、ご利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から専門的な見地からの情報を求め、この意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。
- ・居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等のサービス選択に資する内容を説明します。
- ・ご利用者の居宅介護サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めてご利用者の同意を確認します。
- ・ご利用者は、居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、原案の修正・再作成を依頼するこ

とができます。

・ご利用者に対して居宅サービスの内容が、特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。

②居宅サービス事業者との連絡調整

サービス計画が、ご利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、ケア目標・計画等についてサービス提供事業者間の連絡調整をします。

③医療機関等多職種との連携

訪問介護事業所等から伝達されたご利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に把握したご利用者の状態等について、主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

入院時に医療機関が求めるご利用者の情報を提供し連携を図ります。より効果的な連携となるよう、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供していただくようお願いいたします。

障害福祉サービスを利用されているご利用者への支援にあたっては、障害福祉制度の相談支援事業者との連携に努めます。

④サービス実施状況把握、評価

居宅サービス計画作成後も、ご利用者またはご家族、さらに指定居宅サービス事業者と継続的に連絡を取り、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との調整を行います。

居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、ご利用者の状態を定期的に評価します。

⑤利用者状況の把握

ご利用者宅を定期的に訪問しご利用者の状況を観察し、ご利用者やご家族の相談に応じます。

ご利用者が、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設に関する情報を提供します。

⑥給付管理

居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

⑦要介護(支援)認定申請に対する協力、援助

事業者は、ご利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。

ご利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請をご利用者に代わって行います。

⑧相談業務

ご利用者及びご家族より、居宅における介護上の諸問題について相談を受けた場合、誠意を持って相談に応じます。

6. 利用料金

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、ご利用者の自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

① 居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

利用料 (1ヵ月あたり)		利用者負担金	
		法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
要介護度1・2	10,860 円	無 料	10,860 円
要介護度3・4・5	14,110 円		14,110 円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料をお知らせします。

【加算】

- ・初回加算
- ・入院時情報連携加算
- ・退院・退所加算
- ・通院時情報連携加算
- ・ターミナルケアマネジメント加算
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算
- ・特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(A)
- ・特定事業所医療介護連携加算

【減算】

- ・運営基準減算
- ・特定事業所集中減算

② 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域以外の方については、通常の事業の実施地域を超えた地点から通常の走行経路における片道距離(1 km未満切り捨て)×100 円の実費が必要です。

③ 支払い方法

上記の利用料は、1ヵ月ごとにまとめて請求します。口座引き落とし、銀行振り込み、現金払いのいずれかの方法によりお支払いください。

7. サービスの終了

- ① ご利用者やご家族等のご都合でサービスを終了する場合は、お申し出下さればいつでも解約できます。
解約料は発生しません。
- ② 当事業所のご都合でサービスを終了する場合
人員不足等、やむを得ない事由によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知すると共に、地域の他居宅介護支援事業所を紹介いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ ご利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援（1， 2）と認定された場合
 - ・ ご利用者がお亡くなりになられた場合
- ④ その他
ご利用者やご家族等が、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合、文書で通知する事により即座にサービスを終了させていただきます。

8. 事故発生時等緊急時の対応

ご利用者に対する介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、主治医、奈良市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 虐待防止

ご利用者などの人権擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・ 研修などを通じて職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ・ 成年後見制度の利用を支援します。
- ・ 苦情解決体制を整備しています。

10. ハラスメントへの対応

施設内に相談窓口を設けております。ハラスメント行為に対しましては必要な処置を講じます。

11. 秘密保持と個人情報保護について

ご利用者及びご家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者、そのご家族に関する秘密を正当な理由無く、第三者に漏らしません。この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

個人情報の保護について

事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、ご利用者の個人情報を用いませぬ。また、ご利用者のご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議でご利用者のご家族の個人情報を用いませぬ。

事業者は、ご利用者及びご家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

個人情報の開示について

ご利用者やご家族等から開示の請求があった時、当該請求に関わる個人情報について遅滞なく開示するものとします。開示にあたってはサンタ・マリア個人情報開示規定に基づく実費が必要となります。

12. サービス内容に関する苦情・相談対応窓口の名称、連絡先、対応時間

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

当事業所に設置された苦情・相談対応窓口

名 称	サンタ・マリア
電 話	0742 (71) 7733
F A X	0742 (71) 6272
窓口責任者	針崎 なぎさ
対応時間	月～土曜日 9:00～17:00

市町村に設置された苦情・相談対応窓口

名 称	奈良市介護福祉課
電 話	0742 (34) 5422
対応時間	9:00～17:00 (土、日、祝日除く)
名 称	木津川市健康福祉部・高齢介護課
電 話	0774 (75) 1213
対応時間	8:30～17:15 (土、日、祝日除く)
名 称	精華町役場健康福祉環境部福祉課
電 話	0774 (95) 1904
対応時間	8:30～17:15 (土、日、祝日除く)

国保連苦情・相談対応窓口（介護サービス苦情・相談窓口）

名 称	奈良県国民健康保険団体連合会
電 話	0744 (29) 8326
対応時間	9 : 00～17 : 00（土、日、祝日除く）

名 称	京都府国民健康保険団体連合会
電 話	075 (354) 9090（介護相談係）
対応時間	9 : 00～17 : 00（土、日、祝日除く）

第三者委員（苦情・相談対応窓口）

第三者委員がご利用者からの相談・苦情を受け付けます。